

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（還付等公告）</p> <p>第二条 法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四百九十九条の規定による押収物の還付に関する公告及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条の規定による交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 前項の交付又は複写に関する公告を行う場合には、同項各号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項をも掲示するものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（還付公告）</p> <p>第二条 法第六条の五第二項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四百九十九条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。</p> <p>一〇五（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3（同上）</p>

調査概要結果通知書

殿 年 月 日

少年法第6条の6第3項の規定により下記少年についての調査の概要及び結果を通知する。

少年の氏名	男・女	生年月日	年 月 日生（歳）	
保護者の氏名 <small>（未成年保護者及び 成年保護者の区分）</small>		生年月日	年 月 日生（歳）	
通告年月日	年 月 日			
概 要	書類の作成状況	少年の申述書等作成事実 保護者その他関係者の 申述書等作成事実	有・無	通
	捜査報告書作成事実	有・無	有・無	通
	捜索・差押え等の実施の有無		有・無	
	検証の実施の有無		有・無	
	強制処分の実施の有無		有・無	
結 果	非行事実の有無			
	要保護に 係る事実の有無			
備考				
調査主任官の官職氏名 （電話 _____）				

備考 書類の作成状況欄及び強制処分の実施状況欄の該当部分に丸印を付けること。
（用紙 日本工業規格A4）

調査概要結果通知書

殿 年 月 日

少年法第6条の6第3項の規定により下記少年についての調査の概要及び結果を通知する。

少年の氏名	男・女	生年月日	年 月 日生（歳）	
保護者の氏名 <small>（未成年保護者及び 成年保護者の区分）</small>		生年月日	年 月 日生（歳）	
通告年月日	年 月 日			
概 要	書類の作成状況	少年の申述書等作成事実 保護者その他関係者の 申述書等作成事実	有・無	通
	捜査報告書作成事実	有・無	有・無	通
	捜索・差押えの実施の有無		有・無	
	検証の実施の有無		有・無	
	強制処分の実施の有無		有・無	
結 果	非行事実の有無			
	要保護に 係る事実の有無			
備考				
調査主任官の官職氏名 （電話 _____）				

備考 書類の作成状況欄及び強制処分の実施状況欄の該当部分に丸印を付けること。
（用紙 日本工業規格A4）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 捜索・差押え等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 差押え及び記録命令付差押え（第一百五十一条 第一百五十四条 の二）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第七章～第十八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（保全要請）</p> <p>第一百条の二 刑訴法第九十七条第三項の規定による通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに同条第四項の規定による期間の延長をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。</p> <p>2 通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに期間の延長は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。</p> <p>（任意提出物の領置）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（同上）</p> <p>第六章 捜索、差押および検証</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節 差押（第一百五十一条 第一百五十四条）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>第七章～第十八章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（任意提出物の領置）</p>

第九十九条 所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第二百二十条の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

2 任意の提出に係る物を領置した場合（次項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、その所有者がその物の所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、又は所有権放棄書の提出を求めなければならない。

3 任意の提出に係る物を領置した場合において、その物が電磁的記録に係る記録媒体であり、当該記録媒体の所有者でない提出者が当該電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）第一条の二の規定により所有に属するものとみなされる場合における権利をいう。）を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、又は電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

第六章 搜索・差押え等

（令状の請求）

第三百三十七条 刑訴法第二百十八条第一項の規定による搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状は、指定司法警察員がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が

第九十九条 所有者、所持者または保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出せしめた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第二百二十条の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

2 任意の提出に係る物を領置した場合において、その所有者がその物の所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、または所有権放棄書の提出を求めなければならない。

（新設）

第六章 搜索、差押および検証

（令状の請求）

第三百三十七条 刑訴法第二百十八条第一項の規定による搜索、差押、検証または身体検査の令状は、指定司法警察員がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求してもさしつか

請求しても差し支えない。

2 前項の令状を請求するに当たつては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後速やかに、その旨を報告するものとする。

3 (略)

(令状請求の際の注意)

第三百三十八条 搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、搜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

2 刑訴法第二百二十八条第二項の規定による差押えの令状を請求するに当たつては、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を明確にして行わなければならない。

(疎明資料)

第三百三十九条 搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する

えない。

2 前項の令状を請求するに当たつては、順を経て警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後すみやかに、その旨を報告するものとする。

3 (同上)

(令状請求の際の注意)

第三百三十八条 搜索、差押、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、搜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

(新設)

(疎明資料)

第三百三十九条 搜索、差押、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わな

資料を添えて行わなければならない。

2・3 (略)

(実施上の一般的注意)

第四十条 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

(令状の提示)

第四十一条 令状により搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

2 (略)

(立会い)

第四十三条 公務所内で搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建

れなければならない。

2・3 (同上)

(実施上の一般的注意)

第四十条 搜索、差押または検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 搜索、差押または検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、または書類その他のものを乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

(令状の提示)

第四十一条 令状により搜索、差押、検証または身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

2 (同上)

(立会い)

第四十三条 公務所内で搜索、差押または検証を行うに当たつては、その長またはこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居または人の看守する邸宅、建

造物若しくは船舶内で搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑法第二百二十条の規定により被疑者を搜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

3・4 (略)

(被疑者等の立会い)

第四百四十四条 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 (略)

(協力要請)

第四百七十七条の二 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であつて、搜索を行うに当たつて必要があるときは、刑法第二百二十二条第一項において準用する同法第百十一条の二の規定に基づき、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めるものとする。

第三節 差押え及び記録命令付差押え

建造物若しくは船舶内で搜索、差押または検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者またはこれらの者に代るべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人または地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑法第二百二十条の規定により被疑者を搜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

3・4 (同上)

(被疑者等の立会い)

第四百四十四条 搜索、差押または検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 (同上)

(新設)

第三節 差押

(領置に関する規定の準用等)

第一百五十一条 第九条(任意提出物の領置)第一項後段、第二項及び第三項並びに第一百条第二項から第一百七十七条まで(遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、収税官吏等への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿)の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第一百条第二項及び第一百六条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる処分を行った場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。

一 刑法第二百二十二条第一項において準用する同法第一百条の二の規定による処分を行った場合

二 記録命令付差押え又は刑法第二百十八条第二項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合

(捜索に関する規定の準用)

第一百五十二条 第四十五条(第三者の立会)の規定は、差押えを行う場合について、第四十七条(執行中の退去および出入禁止)、第四十七條の二(協力要請)及び第四十八条(捜索中止の場合の処置)の規定は、差押え又は記録命令付差押えを行う場合について、それぞれ準用する。

(領置に関する規定の準用)

第一百五十一条 第九条(任意提出物の領置)第一項後段及び第二項並びに第一百条第二項から第一百七十七条まで(遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、収税官吏等への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿)の規定は、差押えを行う場合について準用する。この場合において、第一百条第二項及び第一百六条中「領置調書」とあるのは、「差押調書」と読み替えるものとする。

(新設)

(捜索に関する規定の準用)

第一百五十二条 第四十五条(第三者の立会)、第四十七條(執行中の退去および出入禁止)および第四十八條(捜索中止の場合の処置)の規定は、差押を行う場合について準用する。

(搜索調書に関する規定の準用)

第一百五十三条 第四百九条 (搜索調書) 第二項の規定は、差押調書又は記録命令付差押調書の作成について準用する。

(差押え又は記録命令付差押えに緊急を要する場合)

第一百五十四条 犯罪に関係があると認められる物を発見した場合において、その物の所有者又は保管者から任意の提出を受ける見込みがないと認めるときは、直ちにその物に対する差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

2 犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、

その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体について任意の提出を受ける見込みがないと認めるときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

(交付又は複写の許可)

第一百五十四条の二 差押物について、刑法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない

(搜索調書に関する規定の準用)

第一百五十三条 第四百九条 (搜索調書) 第二項の規定は、差押調書の作成について準用する。

(差押に緊急を要する場合)

第一百五十四条 犯罪に関係があると認められる物を発見した場合において、その物の所有者または保管者から任意の提出を受ける見込みがないと認めるときは、直ちにその物に対する差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

(新設)

(新設)

ない。

2 前項の交付又は複写の許可は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

3 第一項の交付又は複写の許可をするに当たつては、相手方から交付請書又は複写電磁的記録請書を徴しておくものとする。

4 差押えを受けた者が第一項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

5 第一項の交付又は複写の許可に関して刑訴法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第二項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

6 前項の公告は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

(捜索に関する規定の準用等)

第五十八条 第四十五条(第三者の立会)、第四十七条(執行中の退去および出入禁止)、第四十七条の二(協力要請)、第四十八条(捜索中止の場合の処置) 及び第四十九条(捜索調査) 第一項の規定は検証を行う場合について、第四十九条(捜索調査) 第二項の規定は検証調査の作成について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第一項の規定中「捜索調査」とあるのは、「検証調査又は身体検査調査」と読み替えるものとする。

2 (略)

(捜索に関する規定の準用等)

第五十八条 第四十五条(第三者の立会)、第四十七条(執行中の退去および出入禁止)、第四十八条(捜索中止の場合の処置) および第四十九条(捜索調査) 第一項の規定は検証を行う場合について、第四十九条(捜索調査) 第二項の規定は検証調査の作成について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第一項の規定中「捜索調査」とあるのは、「検証調査または身体検査調査」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(身体検査についての注意)

第二百五十九条 身体検査を行うに当たっては、刑訴法第二百八十八条第六項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

(検察官の指揮による執行)

第二百五十七条 検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、搜索状、鑑定留置状、收容状又は再收容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 (略)

(有効期間内に執行不能の場合)

第二百五十九条 検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、搜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

(差押状等執行の場合の立会い)

第二百六十六条 警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を執行する場合は、他の警

(身体検査についての注意)

第二百五十九条 身体検査を行うに当たっては、刑訴法第二百八十八条第五項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

(検察官の指揮による執行)

第二百五十七条 検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、搜索状、鑑定留置状、收容状又は再收容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 (同上)

(有効期間内に執行不能の場合)

第二百五十九条 検察官から、勾引状、勾留状、差押状、搜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

(差押状等執行の場合の立会い)

第二百六十六条 警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状又は搜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち合わせな

察言を立ち会わせなければならぬ。

ければならぬ。

様式第二十一号	搜索差押調書
様式第二十二号	検証調書
様式第二十三号	身体検査調書
様式第二十四号	所有権放棄書
様式第二十五号	電磁的記録に係る権利放棄書
様式第二十六号	還付請書
様式第二十七号	仮還付請書
様式第二十八号	交付請書
様式第二十九号	複写電磁的記録請書
様式第三十号	報告書
様式第三十一号	質問てん末書
様式第三十二号	協力関係事項照会書

様式第十六号	搜索差押調書
様式第十七号	検証調書
様式第十八号	身体検査調書
様式第十九号	所有権放棄書
(新設)	
様式第二十号	還付請書
様式第二十一号	仮還付請書
(新設)	
様式第二十二号	報告書
様式第二十三号	質問てん末書
(新設)	

鑑 定 嘱 託 書	年 月 日
殿	
(所 属) 司 法	④
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
の鑑定を嘱託します。	
	⑤
	の要請に係る共助事件について、下記事項 記

注意 共助の要請に關し、鑑定の嘱託をする場合には、本様式によること。

〈用紙 日本工業規格 A 4〉

鑑 定 嘱 託 書	年 月 日
殿	
(所 属) 司 法 警 察 員	④
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
の鑑定を嘱託します。	
	⑤
	の要請に係る共助事件について、下記事項 記

注意 共助の要請に關し、鑑定の嘱託をする場合には、本様式によること。

〈用紙 日本工業規格 A 4〉

共 助 関 係 事 項 照 会 書

年 月 日

殿

(所 属)

司法

㊟

の要請に係る共助事件に関し必要があるので、
 下記事項につき迅速回答されたく、国際捜査共助等に関する法律第8条第1項
 第5号によって照会します。
 なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同法第13条において
 准用する刑事訴訟法第187条第5項によって求めます。
 記

取扱所属の所在地 〒

担当者氏名

電話

注意 1 共助の要請に関し、公訴所等¹に照会して必要な事項の報告を求める場合には、本様式によること。
 2 本式様式の記載は、必要がないときは省略すること。
 (用紙 日本工業規格A4)

照 会 書

年 月 日

殿

(所 属)

㊟

の要請に係る¹共助事件に関し必要があるので、
 下記事項につき迅速回答されたく、国際捜査共助等に関する法律第8条第
 1項によって照会します。
 記

取扱所属の所在地 〒

担当者氏名

電話

注意 1 共助又は協力²の要請に関し、公訴所等¹に照会して必要な事項の報告を求める場合には、本様式に
 によること。
 2 第四項²に示し、不要の文字を削ること。
 (用紙 日本工業規格A4)

様式第11号(国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条)
刑事訴訟法第197条

保全要請書

年 月 日

殿

所 属
司 法

印

の要請に係る共助事件について、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、国際捜査共助等に関する法律第8条第1項第5号によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同法第1条において準用する刑事訴訟法第197条第5項によって求めます。

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

記

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

注 意 本文住所の記載は、必要がないときは削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

(新設)

様式第12号(国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条)
刑事訴訟法第19条

保全要請期間延長通知書

年 月 日

殿

(附 属)
司法

⑩

の要請に係る共助事件について、年 月 日
付の保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、特
に必要があるので、下記のとおり、国際捜査共助等に関する法律第13条において
適用する刑事訴訟法第197条第4項によって、消去しないよう求める期間を延長
します。

記

1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録及びその期間

2 延長する期間

年 月 日まで

3 備考

(附 属 日本工業規格A4)

(新設)

様式第18号(国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条)
刑事訴訟法第187条

保 全 要 請 取 消 書

年 月 日

殿

所 属
司 法

⑩

の要請に係る共助事件について、 年 月 日
付け保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、保
全する必要がなくなつたので、下記のとおり、国際捜査共助等に関する法律第13
条において準用する刑事訴訟法第187条第3項によって、その求めを取り消しま
す。

- 記
1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録

2 備考

(用紙 日本工業規格 A4)

様式第14号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第12条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第145条、第146条

差押 捜査 許可状請求書	年 月 日
地方裁判所 殿 (所 属) 司法警察員	㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	
許可状の発付を請求する。 記	㊟ 要請に係る共助事件につき、下記のとおり
1 差し押さえるべき物	
2 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物	
3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
4 国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線を接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複製すべきものの範囲	
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
6 共助犯罪事実の要旨	

注意 1 共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合には、本様式によること。
2 事例に応じて、不要の文字を削ること。
(用紙 日本工業規格A4)

様式第11号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第12条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第145条、第146条

差押 捜査 許可状請求書	年 月 日
地方裁判所 殿 裁判官 殿 (所 属) 司法警察員	㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	
許可状の発付を請求する。 記	㊟ 要請に係る共助事件につき、下記のとおり
1 差し押さえるべき物	
2 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物	
3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
4 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
5 共助犯罪事実の要旨	

注意 1 共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合には、本様式によること。
2 事例に応じて、不要の文字を削ること。
(用紙 日本工業規格A4)

様式第15号(国際連盟共助等に関する法律第8号、第19号、
国際連盟共助規則第1号、
刑事訴訟法第18号、
刑事訴訟規則第129号、第188号、第189号)

記録命令付差押許可状請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

(所 属)
司法警察員

㊟

共助犯罪被害者
共助 犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり
記録命令付差押許可状の発付を請求する。
記

- 1 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 2 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 4 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
- 5 共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、記録命令付差押許可状を請求する場合には、本様式によること。
(所添 日本工業規格 A 4)

様式第16号 国際連盟中防衛に関する法律第8条、第19条
国際連盟中防衛令第1条
刑事行刑法第218条、第222条
刑事訴訟法第139条、第155条、第166条

身体検査令状請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

(所 属)

司法警察員

㊟

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する
身体検査令状の発付を請求する。

1 身体検査を受ける者

記

氏 名 年 月 日生 (歳) 性別

年 齢 業 居
職 住
健康状態

2 身体検査を必要とする理由

3 検査すべき身体の部位

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及の事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及の事由

6 共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。(用紙 日本工業規格A4)

様式第12号 国際連盟中防衛に関する法律第8条、第33条
国際連盟中防衛令第1条
刑事行刑法第218条、第222条
刑事訴訟法第139条、第155条、第166条

身体検査令状請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

(所 属)

司法警察員

㊟

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する
身体検査令状の発付を請求する。

1 身体検査を受ける者

記

氏 名 年 月 日生 (歳) 性別

年 齢 業 居
職 住
健康状態

2 身体検査を必要とする理由

3 検査すべき身体の部位

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及の事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及の事由

6 共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。(用紙 日本工業規格A4)

差 押 調 書		年 月 日
(所 属) 司法		②
共助犯罪嫌疑者 共 助 犯 罪 名		
年 月 日 付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官	
の発した差押許可状を	に示して、下記のとおり差押えをした。	
1 差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
2 差押えの場所		
3 差押えの目的たる物		
4 差押えの立会人 (住所、職業、氏名、年齢)		
5 差押えをした物		
6 別紙押収品目録記載のとおり		
<p>6 差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第18条において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合は国際捜査共助等に附する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)</p>		

注意 1 共助の要請に関し、証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
(附紙 日本工業規格A4)

差 押 調 書		年 月 日
(所 属) 司法		②
共助犯罪嫌疑者 共 助 犯 罪 名		
年 月 日 付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官	
の発した差押許可状を	に示して、下記のとおり差押えをした。	
1 差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
2 差押えの場所		
3 差押えの目的たる物		
4 差押えの立会人 (住所、職業、氏名、年齢)		
5 差押えをした物		
6 別紙押収品目録記載のとおり		
<p>6 差押えの経過</p>		

注意 1 共助の要請に関し、証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
(附紙 日本工業規格A4)

様式第19号 (国際犯罪共助等に関する法律第8号、第13条)
刑事訴訟法第218条、第222条

記録命令付差押調書

年 月 日

(所 属)
司(法)

㊟

共助犯罪被疑者
共 助 犯 罪 者

年 月 日付付
の発した記録命令付差押許可状を
令付差押えをした。
の要請に係る共助事件につき、本職は、
地方裁判所 裁判官
に示して、下記のとおり記録命
記

- 1 記録命令付差押えの日時
年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 2 記録命令付差押えの場所
- 3 記録命令付差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)
- 4 記録させ又は印刷させた電磁的記録
- 5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者
- 6 記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙申取品目録記載のとおり
- 7 記録命令付差押えの経過

注意 1 本職の要請に照し、記録命令付差押えにより電磁的記録を差し押えたる場合は、本調書を作成し、
申取品目録を添付すること。
2 やむを得ない理由により令付を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)

捜 索 調 書		年	月	日
(所 属)				
司法				
共助犯罪被害者 共 助 犯 罪 名				
年 月 日付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり捜索をした。			
1 捜索の日時	年 月 日	時 分	から	年 月 日 時 分
2 捜索の場所、身体又は物				
3 捜索の目的たる人又は物				
4 捜索の立会人（住居、職業、氏名、年齢）				
5 捜索の経過				

注意 1 共助の要請に関し、捜索をした場合には、本調書を作成すること。
2 やむを得ない理由により希釈を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
（用紙 日本工業規格A4）

捜 索 調 書		年	月	日
(所 属)				
司法				
共助犯罪被害者 共 助 犯 罪 名				
年 月 日付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり捜索をした。			
1 捜索の日時	年 月 日	時 分	から	年 月 日 時 分
2 捜索の場所、身体又は物				
3 捜索の目的たる人又は物				
4 捜索の立会人（住居、職業、氏名、年齢）				
5 捜索の経過				

注意 1 共助の要請に関し、捜索をした場合には、本調書を作成すること。
2 やむを得ない理由により希釈を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
（用紙 日本工業規格A4）

様式第20号 (国際捜査共助等に関する法律第8条、第18条)
刑事訴訟法第222条、第119条

捜 索 証 明 書

年 月 日

殿

(所 属)
司法

②

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 罪 名

年 月 日

の要請に係る共助事件につき、
において、本職が行った捜索については、証拠物がなかったことを証明します。

注意 共助の要請に関し、捜索をした場合において、押収すべき証拠物がなく、捜索を受けた者からその旨の証明を請求されたときは、本証明書を交付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第15号 (国際捜査共助等に関する法律第8条、第18条)
刑事訴訟法第222条、第119条

捜 索 証 明 書

年 月 日

殿

(所 属)
司法

②

共助犯罪嫌疑者
共 助 犯 罪 名

年 月 日

の要請に係る共助事件につき、
において、本職が行った捜索については、証拠物がなかったことを証明します。

注意 共助の要請に関し、捜索をした場合において、押収すべき証拠物がなく、捜索を受けた者からその旨の証明を請求されたときは、本証明書を交付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

捜索差押調書		年 月 日
(所 属)		⑤
司法		
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記の	
年 月 日付け	の発した捜索差押許可状を	
とおり捜索差押えをした。		
1 捜索差押えの日時	記	
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物		
3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物		
4 捜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)		
5 差押えをした物		
6 別紙押収品目録記載のとおり		

注意 1 本邦の要請に関し、捜索及び差押えを同時に行った場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2 そのを得ない理由により余白を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
(附録 日本工業規格A4)

捜索差押調書		年 月 日
(所 属)		⑤
司法		
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記	
年 月 日付け	の発した捜索差押許可状を	
とおり捜索差押えをした。		
1 捜索差押えの日時	記	
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物		
3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物		
4 捜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)		
5 差押えをした物		
6 別紙押収品目録記載のとおり		
6 捜索差押えの経過		

注意 1 本邦の要請に関し、捜索及び差押えを同時に行った場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2 そのを得ない理由により余白を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
(附録 日本工業規格A4)

検 証 調 書		年	月	日
(所 属)				
司法				
共助犯罪嫌疑者 共 助 犯 罪 名	㊟			
年 月 日付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり検証をした。 記			
1 検証の日時	年 月 日	午 時	分から	午 時 分まで
2 検証の場所又は物				
3 検証の目的				
4 検証の立会人（住居、職業、氏名、年齢）				
5 検証の経過				

注意 1 共助の要請に關し、検証をした場合には、本調書を作成すること。
2 やむを得ない理由により空枠を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
(附法 日本工業規格A 4)

検 証 調 書		年	月	日
(所 属)				
司法				
共助犯罪嫌疑者 共 助 犯 罪 名	㊟			
年 月 日付け	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり検証をした。 記			
1 検証の日時	年 月 日	午 時	分から	午 時 分まで
2 検証の場所又は物				
3 検証の目的				
4 検証の立会人（住居、職業、氏名、年齢）				
5 検証の経過				

注意 1 共助の要請に關し、検証をした場合には、本調書を作成すること。
2 やむを得ない理由により空枠を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。
(附法 日本工業規格A 4)

身体検査調書		年	月	日
共助犯罪嫌疑者 共助犯罪名		(所 属) 司法		
の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 記		年	月	日
1	身体検査の日時	年	月	日
2	身体検査の場所	時	分	秒
3	身体検査を受けた者 (住居、職業、氏名、年齢、性別)	時	分	秒
4	身体検査の立会人 (住居、職業、氏名、年齢)	時	分	秒
5	身体検査を必要とした理由	時	分	秒
6	検査した身体の部位	時	分	秒
7	身体検査の経過	時	分	秒

注意 共助の要請に関し、身体検査令状に基づき、身体の検査をした場合には、本調書を作成すること。
(附添 日本工業規格A4)

身体検査調書		年	月	日
共助犯罪嫌疑者 共助犯罪名		(所 属) 司法		
の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 記		年	月	日
1	身体検査の日時	年	月	日
2	身体検査の場所	時	分	秒
3	身体検査を受けた者 (住居、職業、氏名、年齢、性別)	時	分	秒
4	身体検査の立会人 (住居、職業、氏名、年齢)	時	分	秒
5	身体検査を必要とした理由	時	分	秒
6	検査した身体の部位	時	分	秒
7	身体検査の経過	時	分	秒

注意 共助の要請に関し、身体検査令状に基づき、身体の検査をした場合には、本調書を作成すること。
(附添 日本工業規格A4)

報 告 書 年 月 日 殿 (所 属) 共助 犯罪被害者 協力 共助 協力 犯罪名 記 共助 事件につき、 次のとおりであるから報告する。 の要請に係る協力	④
---	---

注意 1 共助又は協力の要請に関し、必要の処分又は調査をした場合において、必要に応じて、本報告書を作成すること。
 2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

報 告 書 年 月 日 殿 (所 属) 共助 犯罪被害者 協力 共助 協力 犯罪名 記 共助 事件につき、 次のとおりであるから報告する。 の要請に係る協力	④
---	---

注意 1 共助又は協力の要請に関し、必要の処分又は調査をした場合において、必要に応じて、本報告書を作成すること。
 2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

(新設)

様式第32号（国際捜査手続等に関する法（法律18号））

協力関係事項照会書

年 月 日

殿

(所 属)

④

の要請に係る協力事件に関し必要があるため、下記事項につき至急回答されたく、国際捜査共助等に関する法律第18条第8項によって照会します。

記

取扱い所属の所在地	〒
担当者氏名	電話

注意 協力の要請に関し、公訴庁等に照会して必要な事項の報告を求める場合には、本様式によること。
(附則 日本工業規格A4)

少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）

改正案	現行
<p>（令状の請求）</p> <p>第二十一条 少年法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による搜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（令状の請求）</p> <p>第二十一条 少年法第六条の五第二項の規定により準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。</p> <p>2・3 （同上）</p>